

令和3年度

ひきこもり地域理解促進事業

事業募集案内



**新型コロナウイルス
感染拡大防止のため
説明会は省略します！**

本事業についてのお問合せは、
火曜日から日曜日の9時から17時までに

青少年センター青少年サポート課
045-263-4467 に

お電話ください。

【募集期間】

令和3年7月1日(木) ~ 8月31日(火)

神奈川県立青少年センター

〒220-0044 横浜市西区紅葉ヶ丘9-1

TEL 045-263-4467(直通)

FAX 045-241-7088

1 事業の概要

【事業の目的】

ひきこもり問題の解決に向けて、ひきこもり青少年の親の会若しくは自助グループ又は支援団体等が企画する講演会・研修会等の事業について、神奈川県立青少年センターが協働して実施することで団体の自主的な取り組みの活性化及び当事者の家族も含め地域住民のひきこもり問題の理解促進を図ることを目的としています。

【事業の内容】

次のいずれかにあてはまる事業を対象とします。

区分① ひきこもり青少年親の会等地域団体活動促進事業

ひきこもり・不登校等の問題に悩み自立に困難を抱える青少年やその家族の自助活動、また、その支援活動の促進につながるもの。

※地域住民の理解促進という当事業の目的に鑑み、団体の会員以外にも積極的に参加を促すこと。

区分② ひきこもり地域支援団体活動促進事業

青少年のひきこもり・不登校等の問題についての地域住民への理解促進、県民への啓発につながるもの。

※団体の会員以外の参加がほとんど期待できない事業は対象外とする。

区分③ ひきこもり地域支援団体大学連携事業

主にその地域で活躍する若い世代へひきこもりへの理解を促進するために、その活動地域近隣の大学等を会場として、学生を主たる対象に実施する事業。

※会場については、共催決定後、センターとの協議の上、決めることとする。

【青少年センターの役割】

青少年センターの基準で講師料をお支払いいたします。

事業終了後、講師から提出された口座振込依頼書を受領した日から30日以内に振り込みます。対象となる経費は、講演会・研修会等において、団体外部から招く講師への謝礼です。

なお、振込金額は、決定した謝礼金額から所得税源泉徴収額（10.21%）を差引いた額です。

2 事業実施期間

対象となるのは、次の期間に実施される事業です。

令和3年10月1日（金）から令和3年12月31日（金）



3 対象団体の要件

青少年センターとの協働による事業実施を希望する団体は、次の要件をすべて備えている必要があります。

- (1) 神奈川県に所在し県内を活動拠点とする、当事者、家族又は支援者で構成される団体であること。
- (2) 協働事業終了後も継続的活動が期待できること。
- (3) 営利を目的としない団体であり、政治・宗教活動が事業の内容に含まれないこと。

4 提案にあたって提出する書類

- 事業計画書(様式1)
- 団体調書(様式2)
- 団体規約、団体役員名簿(様式任意)
- その他(団体のパンフレット・チラシ等)

提出書類様式の電子ファイルを希望の方は
青少年サポート課にお問合せください。

5 募集期間・提出先(問合せ先)

- (1) 募集期間

令和3年7月1日(木)～8月31日(火) 17:00

- ◇ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点に基づき、書類は郵送・FAX・メール等により、提出くださるようお願いいたします。また、事業内容等の詳細についてヒアリングをさせていただくため、電話やメール等でご連絡させていただきますので、ご都合のよい日時等をお知らせくださいますようお願いいたします。

- (2) 提出先(問合せ先)

神奈川県立青少年センター青少年サポート課
〒220-0044 横浜市西区紅葉ヶ丘9-1
電話 045-263-4467(直通)〈9時～17時(除月曜日)〉 ファクシミリ 045-241-7088
電子メール nposupport.440@pref.kanagawa.jp

6 審査・選考方法

- (1) 選考方法

事業の選考は、青少年センター内に設置する検討委員会を開催し、各団体から提出された書類に基づき決定します。

- (2) 選考結果

選考結果については、文書にてお知らせします。

7 協働事業の条件

- (1) 選考の結果、協働して事業を実施することとなった団体は、事業内容・スケジュール・収支予算・支出計画等について青少年センターと協議を行い、「共催依頼書(様式5)」を提出してい

たきます。

- (2) 協働事業については、青少年センターのホームページで公表します。
- (3) 「神奈川県立青少年センター」との共催名義を使用し、チラシ等に明示していただきます。
- (4) 事業の実施にあたって関係機関に対し許認可等の手続きが必要な場合は、団体がすべての手続きを行ってください。
- (5) 事業内容に大幅な変更が生じる場合は、青少年センターと協議を行い、必要に応じて内容変更申請書(様式7)を提出していただきます。
- (6) 事業終了後は、「事業実施報告書(様式10)」を原則として14日以内に提出していただきます。また、講師より受け取った「口座振込依頼書」を青少年センターに提出してください。
- (7) 協働の条件に反したときや、事業目的を逸脱する行為、事業内容に虚偽の申請があった時は、共催事業の決定を取り消します。
- (8) その他、突発的におきた事項については青少年センターと主催者との協議します。

8 スケジュール

令和3年7月1日(木)	募集開始
	※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点に基づき、説明会は省略。
8月31日(火)	計画書等提出 締切
10月1日(金)	事業対象期間 開始
12月31日(金)	事業対象期間 終了
(令和4年1月14日(金))	事業報告書提出締切)



※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点に基づき、上記スケジュールについては変更になる場合があります。ご不明な点は下記までお問合せください。

問合せ先： 県立青少年センター青少年サポート課
〒220-0044 横浜市西区紅葉ヶ丘 9-1
電 話 (045)263-4467
ファクシミリ (045)241-7088
電子メール nposupport.440@pref.kanagawa.jp